

介護職員等によるたんの吸引等の実施に関する
御意見募集（パブリックコメント）について
（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令案関係）

平成23年8月10日
厚生労働省社会・援護局
老健局
障害保健福祉部
医政局

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、介護職員等によるたんの吸引等が制度化されることから、今般、関係省令を改正することを予定しています。

つきましては、下記のとおり、御意見を募集いたします。

記

1. 御意見募集期間

平成23年8月10日（水）から平成23年9月9日（金）まで【必着】

2. 御意見募集内容

別紙のとおり

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○Eメールの場合：shishihousoku@mhlw.go.jp

○郵送の場合：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 たんの吸引等担当宛

○FAXの場合：03-3591-9898

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 たんの吸引等担当宛

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見は、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。お寄せいただいた御意見については、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承下さい。